

協会顕彰規定

第1章 総則

(顕彰の目的)

第1条

この顕彰規定は、一般社団法人 日本バーテンダー協会定款に謳う食品衛生の推進、職場における衛生的環境の確保に尽力された正会員で、組織活動を通じて協会の発展向上に功績が認められた正会員に対して公正なる顕彰を実施することを目的とする。

(顕彰の種別)

第2条

顕彰の種別を次の9種とする。

- 本部、都道府県支部顕彰
- 在籍表彰
- 本部長表彰(功労賞)
- 会長表彰(特別功労賞)
- 国際賞
- ベストバーテンダー
- マイスターバーテンダー
- グランバーテンダー
- ミスターバーテンダー

第2章 顕彰の諸別による受賞資格

(受賞者資格)

第3条

- 本部、都道府県支部顕彰

一般社団法人 日本バーテンダー協会の公益法人たる目的に協力、協会の発展向上に寄与し、業界の自主衛生管理指導に功績のあった本部、都道府県支部で次の条件を満した場合。

- (1) 協会の周年記念行事ごとに、正会員を著しく増員した都道府県支部(協会会長表彰)
- (2) 協会の周年記念行事ごとに、正会員を著しく増員した本部(協会会長表彰)
- (3) 顕彰委員会が提議し、理事会の了承を経て決定する。

- 在籍表彰

協会在籍10年ごとに正会員を表彰する。

2. 在籍10年を緑色、在籍20年を黄色、在籍30年を紫色、在籍40年を金色、在籍50年を紺色、在籍60年を桜色、在籍70年を赤色、在籍80年を白色で表現し、各々表彰する。
3. 各年度を締め切ったのち、対象者を機関誌で発表し、副賞として表彰状とバッジを贈呈する。
4. 顕彰委員会において調査確認し、会長に申請する。

- 本部長表彰(功労賞)

顕彰規定第1条の目的に該当し、次の要件を満たす者。

(条件)

- 正会員歴15年以上で、都道府県支部、本部役員歴が10年以上で、定款第5条1項に該当していること。
2. 本部の周年記念行事の際に、上記条件の要件を満たし、かつ優秀なる正会員に対して授与する。
 3. 都道府県支部長が適当と認め、その推薦を受けた者。

(調査採決)

協会に申請書類を提出し、顕彰委員会は、これを受け審査、採決し会長に申請する。

(贈呈式)

贈呈式は本部の周年記念行事の会場で行うものとし、表彰状を贈るものとする。

- 会長表彰(特別功労賞)

顕彰規定第1条の目的に該当し、次の要件を満たす者。

(条件)

- 正会員歴15年以上で、都道府県支部、本部、協会役員歴が10年以上で、定款第5条1項に該当していること。
2. 協会の周年記念行事の際に、上記条件の要件を満たし、かつ優秀なる正会員に対して授与する。
 3. 本部長、常任幹事長、都道府県支部長が適当と認め、その推薦を受けた者。

(調査採決)

協会に申請書類を提出し、顕彰委員会は、これを受け審査、採決し会長に申請する。

(贈呈式)

贈呈式は協会の周年記念行事の会場で行うものとし、表彰状を贈るものとする。

- 国際賞

人格、識見、教養、技術に秀で、特に国際活動を通じて協会の名を内外に高めた正会員に対して授与する。

(条件)

- 正会員歴が6年以上で、IBA認定インターナショナルバーテンダー資格証書、若しくはインターナショナルバーテンダー呼称技能認定証書を取得し、満26歳以上であること。
2. IBA公認及び各メーカー主催の国際競技会において、総合優勝若しくは各部門で第1位の成績を収めた者、又は国際的に権威のあるイベントにおいて世界一の称号を受けた者。

(調査採決)

顕彰委員会において調査確認し、理事会の了承を経て会長に申請する。

(贈呈式)

贈呈式は、全国通常総会会場又は協会記念行事会場で実施するものとし、副賞として楯及びバッジを贈呈する。

－ ベストバーテンダー

顕彰規定第1条の目的に該当し、その人格、識見、教養がベストバーテンダーに値し、協会活動に寄与し、次の条件を満たす者。

(条件)

正会員歴15年以上、支部、本部、協会役員歴が10年以上で、定款第5条1項に該当し、なおかつIBA認定インターナショナルバーテンダー資格証書若しくはインターナショナルバーテンダー呼称技能認定証書を取得し、年齢が満40歳以上満55歳未満であること。ただし、特に事情のある場合に限り、上限年齢を過ぎても本部長の推薦を受け、顕彰委員会にて審議の上、会長に申請する。

2. 本部長及び常任幹事長が適当と認め、その推薦を受けた者。

(調査採決)

本部別に割り振られた受賞人数の範囲内で、本部長が署名捺印した指定の申請書類を協会に提出し、記録と照合、調査確認の上、これを顕彰委員会に報告、同委員会は会長に申請するものとする。

(贈呈式)

贈呈式は、全国通常総会会場又は協会記念行事会場で実施するものとし、副賞として楯、メダル、並びにバッジを贈呈する。

－ マイスターバーテンダー

顕彰規定第1条の目的に該当し、その人格、識見、教養がマイスターバーテンダーに値し、協会活動に寄与し、次の条件を満たす者。

(条件)

正会員歴25年以上、支部、本部、協会役員歴が20年以上、実務経験30年以上で、定款第5条1項に該当し、なおかつIBA認定インターナショナルバーテンダー資格証書若しくはインターナショナルバーテンダー呼称技能認定証書を取得し、ベストバーテンダーを受賞して10年以上経過した者。

2. 本部長及び常任幹事長が適当と認め、その推薦を受けた者。

(調査採決)

本部別に割り振られた受賞人数の範囲内で、本部長が署名捺印した指定の申請書類を協会に提出し、記録と照合、調査確認の上、これを顕彰委員会に報告、同委員会は会長に申請するものとする。

(贈呈式)

贈呈式は、全国通常総会会場又は協会記念行事会場で実施するものとし、副賞として楯、メダル、並びにバッジを贈呈する。

－ グランバーテンダー

顕彰規定第1条の目的に該当し、その人格、識見、教養がグランバーテンダーに値し、次の条件を満たす者。

(条件)

- 正会員歴30年以上、支部、本部、協会役員歴20年以上、年齢満55歳以上であること。
2. 会長表彰、ベストバーテンダーの受賞又はこれに準ずる賞を受け、マイスターバーテンダーの称号を取得している者。
 3. 顕彰委員会が、会長、専務理事、副会長、常務理事、本部長の内、現職又は経験者より特に功績のある会員を選考し、理事会の了承を経て会長に申請する。

(贈呈式)

全国通常総会会場又は協会記念行事会場で実施するものとし、副賞としてメダル、バッジを贈呈する。

－ ミスターバーテンダー

顕彰規定第1条の目的に該当し、その人格、識見、教養、協会への功績がミスターバーテンダーに値し、次の条件を満たす者。

(条件)

- 正会員歴30年以上、支部、本部、協会役員歴25年以上で、年齢60才以上であること。
2. マイスターバーテンダーの称号を取得し、グランバーテンダーの賞を受けた協会名誉会員であること。
 3. 協会会長に在職した者及び会長職務を凌駕する功績が認められ、常務理事以上の役職を全うした正会員が勇退された後に受賞の対象となる。
 4. 顕彰委員会が提議、理事会が適当と認めて推薦を了承し、会長が承認した者。

(贈呈式)

全国通常総会会場又は協会記念行事会場で実施するものとし、副賞として次のものを贈呈する。
チルトン杯(持ち回り杯につき、返還に併せてレプリカを贈呈する)、メダル、及びバッジを贈呈する。

第3章 申請に要する書類等

(申請書類等)

第4条

被受賞者は、次の書類(ベストバーテンダー等、指定のある場合はそれに従うこと)を顕彰委員会に提出するものとする。

- (1) 履歴書(最終学歴、職歴、協会会員歴、役員歴、受賞歴及び他の受賞歴等)
- (2) 写真2枚(縦4cm×横3cm)
- (3) 検定資格取得証書のコピー1通
- (4) 所属長推薦書1通(協会宛の申請書は本部長の署名捺印を要す)
- (5) 住民票又は戸籍抄本1通

付則

1. 本規定に定めなきものは、顕彰委員会の議決による。
2. 本規定を改正するときは顕彰委員会において審議し、理事会の議決を経て会長に報告するものとする。
3. 本規定の各種顕彰の遺贈は禁止するものとする。
4. 本規定が施行される以前からの永きにわたり協会への功績が認められる名誉会員への顕彰においては、グランバーテンダーさらにミスターバーテンダーの顕彰に限り顕彰委員会において審議し、理事会の決議を経て会長に報告するものとする。
5. 規定内、正会員歴、及び年齢は、対象年度の期末時点で規定を満たしていればよい。
6. 本規定は 2021 年 4 月 1 日より施行する。